

## 太陽光発電設備に係る費用年報の提出の電子化について（周知）

平成26年7月29日

再生可能エネルギー特別措置法第6条第1項による経済産業大臣の認定（以下、「設備認定」という。）を取得された方は、同法施行規則第12条により、当該認定に係る発電設備（以下、「認定発電設備」という。）の設置に要した費用の報告（以下、「設置費用年報」という。）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（以下、「運転費用年報」という。）を経済産業大臣宛てに行うことが義務付けられています。

現在、原則として全ての認定発電設備に係る設置費用年報及び運転費用年報については、書類を地方経済産業局へ提出（郵送）いただく運用としておりますが、より円滑に提出いただくことを目的に、報告専用の電子システムを構築いたしました。つきましては、**平成26年8月5日から**費用年報の提出に関する運用を下記のとおり変更しますので、ご留意いただきますようお願い致します。

### 電子報告システム稼働後の費用年報の提出方法

電子報告の対象は、太陽光発電設備のみとなります。太陽光以外の発電設備に関する年報の提出は、従来通り、地方経済産業局が窓口となります。

詳細は別紙をご参照ください。

### 電子報告のスキーム

経済産業省が委託した代行申請機関が、電子報告システム（※）を通じて各発電事業者からの設置及び運転費用年報の電子報告を受け付けます。その後、代行申請機関は、経済産業大臣に対して代行報告を行います。報告内容に問題がなければ、経済産業大臣において受理されます。なお、代行申請機関による形式確認の結果、登録内容に疑義がある場合は、同機関から個別にお問い合わせさせていただく場合があります。

※ <http://www.fit.go.jp/> よりログインID及びパスワードをご入力いただき、個別設備専用のページにログインの上、電子報告をいただきます。

### 代行申請機関

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)

〒105-0003

東京都港区西新橋2丁目23番1号 3東洋海事ビル2階

### 電子報告の問合せ窓口

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC) 代行報告担当

電話番号：03-6435-7585

## 発電設備分類別の費用年報提出方法

発電設備の分類	報告形態		報告方法	提出先及び 問合せ窓口
	設置費用 (※1)	運転費用 (※2)		
特例太陽光発電設備 (設備IDがFから始まる方)	不要	不要		
10kW未満の設備 (設備IDがS又はTから始まる方)	平成26年9月を目途に、改めてご案内いたします。			
太陽光 発電設備 10kW以上50kW未満の設備 (電子申請をされたことがある方)	電子報告	電子報告	設備認定時に付与された設置者ログインID・PS又は登録者ログインID・PSによりログインをいただき、電子報告を行ってください(※3)。電子報告： <a href="http://www.fit.go.jp/">http://www.fit.go.jp/</a>	代行申請機関
10kW以上50kW未満の設備 (電子申請をされたことがない方)	電子報告	電子報告	今後、順次、発電事業者宛に、設備ごとのID・PSの通知を郵送により行います。	代行申請機関
50kW以上の設備	電子報告	電子報告	今後、順次、発電事業者宛に、設備ごとのID・PSの通知を郵送により行います。	代行申請機関
太陽光以外の発電設備	紙報告	紙報告	資源エネルギー庁HP「なっとく！再エネ」より様式をダウンロードの上、右記提出先に紙媒体にて郵送してください。	地方経済産業局 (※4)

※1 特定契約に基づき認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給開始から1ヵ月後に報告が必要となります。

※2 上記供給開始から1年後ごと(以降調達期間の間、毎年1回)に報告が必要となります。

※3 設備認定時に付与された設置者ログインID・PS又は登録者ログインID・PSをお忘れの方は、下記にてご照会ください。

<http://www.fit.go.jp/index3.html>

※4 発電設備の所在地の都道府県を管轄する経済産業局が、提出先及び問合せ窓口となります。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/nintei\\_setsubi.html#nenji](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html#nenji)